

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長 (公 印 省 略)

水道の給水管に直結する非常用貯水槽の取扱いについて

防災意識の高まりを背景に、水道利用者が自ら事故・災害時の飲用水を確保する目的で、集合住宅等の敷地内の地中に設置され、水道の給水管に直結し有圧のまま給水できる「非常用貯水槽」のニーズが今後想定されることから、下記のとおり、その取扱い及び配慮事項等について取りまとめたので通知する。

各都道府県においては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者に対する周知をお願いする。また、水道事業者においては、下記についてご了知の上、指定給水装置工事事業者等に対する周知・指導方をお願いする。

記

1. 水道の給水管に直結する非常用貯水槽の水道法上の取扱いについて 水道の給水管に直接接続し有圧のまま給水できる構造である非常用貯水槽(以下 「当該装置」という。)は、その容量によらず、水道法第3条第9項の給水装置(給 水用具)であり、その構造及び材質については、水道法施行令第6条の基準(以下 「構造材質基準」という。)に適合することが求められる。

2. 設計審査にあたっての配慮事項

水道事業者は、当該装置の設置に係る給水装置工事の設計審査にあたっては、構造材質基準によるほか、以下の事項に配慮すること。

- (1) 当該装置の大きさが使用水量に比し著しく過大でないものであること。また、 非常時の必要水量及び当該装置の容量の算出根拠が示されていること。
- (2) 逆流防止措置(逆止弁等)を講じていること。
- (3) 平常時及び非常時において、使用者等が当該装置に貯留される水の水質を確認することができる構造であること。
- (4) 当該装置の設置により水道施設への影響が懸念される等、必要と認められる場合には、当該装置の運用・その他維持管理上必要な措置を講じるよう指導すること。(ドレンバルブ、点検口、空気弁、バイパス管、緊急遮断弁及び給水栓の設置、凍結防止措置等)

3. その他の留意事項

水道事業者は、以下の留意事項を指定給水装置工事事業者及び所有者等に周知・ 指導すること。

- (1) 当該装置は、非常時に飲用水を貯留する目的で水道利用者により設置されるものであり、平常時においてその使用状況により給水する水の水質の変化が予想される場合においても、その使用による社会的便益を考慮し、当該装置を通じて給水される水の水質の変化については、水道事業者の責任は免除され得ると考えられること。
- (2) 災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により当該装置の 性能が十分発揮されない状況が生じても、水道事業者に責任がないものである こと。
- (3) 当該装置はその所有者に管理責任があり、当該装置に係る給水装置工事を施行する指定給水装置工事事業者は、必要に応じて製造者等とも連携し、所有者及び使用者に対して、当該装置の設置場所、非常時の使用方法、維持管理・点検方法、水質の確認方法、及び当該装置と受水槽との異なる点等、管理に関する事項を周知徹底すること。
- (4) 当該装置の保守点検、清掃、消毒、再塗装等については、その施行により当該装置内部の汚染のおそれがあるため、指定給水装置工事事業者が給水装置工事として施行するものであり、必要に応じて、指定給水装置工事事業者が選任した給水装置工事主任技術者の指導・監督の下、保守点検、清掃、消毒、再塗装等に従事する者が行い、構造材質基準に適合すべきものであること。

以上